

羽生市議会総務文教常任委員会会議録（第1日）

議事日程 令和7年9月9日（火曜日）午前 9時30分 開 会

第 1 開 会

第 2 審査事項

1) 議案第41号 令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、総務文教常任委員会所管分

第 3 散 会

出席委員（7名）

田 口 さとる	委員（委員長）	小 林 誠 弥	委員（副委員長）
島 村 勉	委員	斎 藤 万紀子	委員
増 田 敏 雄	委員	野 中 一 城	委員
小野田 和 男	委員		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

栗 原 繁	総 務 部 長	亀 村 陽 子	秘書広報課長
佐 藤 康 夫	総 務 課 長	大 橋 裕	地域振興課長
根 岸 啓 之	人権推進課長	根 岸 紀 夫	市民生活課長
田 沢 将	課長補佐兼 秘書広報係長	橋 本 和 幸	職 員 係 長
小野田 皓 太	地域振興係長	今 井 里 恵	課長補佐兼 男女共同参画係長
秋 山 正 代	課長補佐兼 市 民 係 長		
島 村 信 久	企画財務部長	杉 山 浩 二	企 画 課 長
佐 藤 将 史	財 政 課 長	高 附 直 也	契 約 検 査 課 長

本 間 陽 子	税 務 課 長	五 月 女 和 則	収 納 課 長
田 邊 達 志	企 画 政 策 係 長	高 橋 あ い	課 長 補 佐 兼 財 政 係 長
関 根 亮	財 産 管 理 係 長	田 口 幸 代	契 約 係 長
中 村 弘 志	市 民 税 係 長	石 川 学	資 産 税 係 長
小 島 史 愉	収 納 係 長		

事務局出席者

中 村 憲 人 書 記

午前 9時32分 開 会

○田口さとる委員長 全員おそろいですので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。

本委員会の日程は、ペーパーレス会議システムの登録の日程によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田口さとる委員長 ご異議なしと認めます。

よって、ペーパーレス会議システムに登録の日程により行います。

これより審議に入ります。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企画財務部長。

○島村信久企画財務部長 皆さん、改めまして、おはようございます。このたびは発言の機会をいただきましてありがとうございます。

改めまして、企画財務部長の島村でございます。

昨日までの本会議に際しましては、大変お世話になり、ありがとうございました。引き続き、本委員会での審査のほどよろしく願いいたします。

なお、今期定例会において本委員会で審査いただきますのは、本日が議案第41号令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち企画財務部所管部分、また、12日金曜日に2議案の以上3議案でございます。

いずれも慎重審査いただき、認定ないしご可決賜りますようお願い申し上げます。

職員の紹介につきましては、企画財務部は歳入と歳出に出席する課長が異なりますので、その都度、課長は自己紹介し、課長から同席する職員について紹介させますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第41号 令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、本委員会付託部分を議題といたします。

歳入において、税務課所管部分について、税務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

税務課長。

○本間陽子税務課長 改めまして、おはようございます。

税務課長の本間です。よろしくお願いいたします。

同席している職員を紹介いたします。税務課市民税係長の中村です。

○中村弘志市民税係長 中村です。よろしくお願いいたします。

○本間陽子税務課長 それでは、着座にて失礼いたします。

議案第41号 令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算の歳入第1款市税のうち、税務課所管の現年課税分についてご説明いたします。

市税の歳入決算総額につきまして参考資料の決算附属資料2ページを今お開きしております。

こちらの一覧表が、3、一般会計歳入内訳の表になります。この表の一番上、第1款市税の決算額ですが、84億7,942万9,858円で、市の収入のうち構成比は34.0%になります。また、令和5年度と比較しますと6,118万4,845円の増、0.7%の増となっております。

続きまして、同じく決算附属資料の17ページをお開きいたします。

こちらが、6、市税の徴収実績の表になります。市税の徴収実績の表、下から2行目をご覧ください。6と7の間を見てください。市税の収入済額のうち現年度課税分は84億3,446万713円で、徴収率は前年度と同じ99.5%でした。

それでは、議案に戻らせていただきます。

議案の別冊1、決算書の6ページをただいまお開きしております。

右から4列目の収入済額、こちらが歳入決算額となりますので、こちらの数字で説明させていただきます。

一番上の第1款市税の収入済額が先ほど言いました84億7,942万9,858円となります。

では初めに、第1項個人市民税と法人個人市民税の収入済額の合算は33億5,404万4,099円で、前年度比888万6,342円の増、0.27%の増と

なります。

第1目の個人市民税の収入済額は2億860万5,573円で、前年度比2億584万8,724円の減、7.3%の減となります。このうち現年課税分は2億8,541万7,600円で、前年度比2億687万4,788円の減となります。

減額となった主な要因としましては、定額減税の実施による減少となります。定額減税ですが、対象者2万5,630人、金額としまして2億2,575万9,560円分の減税を行いました。なお、減税された分は、国より地方特例交付金として交付されております。

続きまして、第2目法人市民税、こちらになります。

法人市民税の収入済額が7億4,543万8,526円で、前年度比2億1,473万5,066円の増、40.5%の増となります。うち現年課税分は7億4,484万6,314円で、前年度比2億1,503万4,054円の増となります。

なお、法人市民税は、法人の資本金と従業員数に応じて区分されます均等割が2億367万7,214円で、前年度比1,555万9,554円の増となります。それと、法人が国税として申告しました法人税額に6%を乗じる法人税割が5億4,116万9,100円で前年度比1億9,947万4,500円の増となります。

続きまして、第2項固定資産税は、収入済額41億4,197万299円で、前年度比5,215万6,739円の増となります。3%増です。

第1目固定資産税の収入済額は41億3,253万9,599円で、前年度比5,215万6,739円の増となっております。うち現年課税分ですが、41億1,447万912円で、前年度比は5,100万658円の増となります。この増額の主な理由は、新たな物流倉庫の建設や償却資産の増によるものとなっております。

続いての固有資産等所在市町村交付金ですが、943万700円は、県営住宅の土地家屋等に対する県からの交付金で、前年と同額となっております。

続きまして、第3項軽自動車税になります。

軽自動車税の収入済額は1億9,448万8,298円で、前年度比907万3,276円の増、4.9%の増となります。このうち、以前の自動車取得税であります環境性能割は1,338万7,700円で、前年度と比較して488万9,200円の増となっております。

また、以前の軽自動車税である種別割が現年度分は1億7,971万9,228円で、

前年度比442万548円の増となっております。

続きまして、第4項市たばこ税の収入済額になりますが、こちらは4億1,508万4,508円で、前年度比742万5,010円の減となっております。これは、たばこの製造者の売り渡した本数が、前年度より減少したことによるものと考えられます。

続きまして、第5項都市計画税の収入済額になります。こちらは3億6,037万4,054円で、前年度比79万1,411円の減となります。うち現年度課税分は3億5,863万5,251円で、前年度比は87万3,388円の減となっております。

最後に、第6項入湯税についてになります。こちらは収入済額1,346万8,500円で、前年度比10万8,450円の減となっております。こちらの対象は宿泊施設1か所になりますが、令和5年度と比較して減少したのは、新型コロナ対策として行われた旅行支援が令和5年度の途中で終了しましたので、それ以降は宿泊客が減少したと考えられますが、コロナ禍前よりは増加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

増田委員。

○増田敏雄委員 質問させていただきます。

固定資産税の増加は、新しい物流倉庫関係ができたので増額になりましたということなんですけれども、一般の家庭の土地の価格評価というのは値上がりしているんでしょうか。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 令和6年の評価額にしますと、住宅地は羽生市はちょっと下がっているのがございまして、工業用地は上がってはいるのですが、住宅地は例えば市街地とかはちょっと下がっておりまして、先ほど説明が漏れてしまいました都市計画税が若干下がったのは、その影響によるものと考えられます。

以上です。

○増田敏雄委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

齋藤委員。

○齋藤万紀子委員 去年は定額減税があつていろいろ大きな影響があつたと思うんですけども、それに伴う職員さんの負担と申しますか、どの程度の負担があつたのかという影響について教えてください。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 昨年度実施しました定額減税ですが、定額減税のシステムを変えて減税を行うものと、減税し切れない方に対しまして、引き切れない分を現金で振込などで支給するという業務が2つ同時進行でありまして、それを通常業務をやりながら国のスケジュールに合わせてやっていくことがなかなか調整が苦勞したところではあります。ただ、去年は人数を増やして再任用の方などにを配置してもらってやってはいたんですけども、何しろ初めてのことでしたので、市民税係が一丸となって実施をいたしまして、無事終わることができました。

以上でございます。

○田口さとる委員長 齋藤委員。

○齋藤万紀子委員 お疲れさまです。ありがとうございます。

超過勤務はどの程度あつた、平年と比べてということがもし分かりましたらお願いします。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 定額減税に関する超過勤務手当なのですが、全部で28万7,361円ということで支出がございました。

以上でございます。

○田口さとる委員長 齋藤委員。

○齋藤万紀子委員 もし時間にすると、どのくらいになるのでしょうか。

○田口さとる委員長 企画財務部長。

○島村信久企画財務部長 時間については決算書に今載っていませんので、次、税務課の歳出が午後になるかなと思いますが、それまでに総務課に提出した書類を調べさせていただきます。決算書にはないので、即答できずに申し訳ございません。お時間いただきたいと思います。

○齋藤万紀子委員 了解いたしました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前 9時46分 休憩

午前 9時48分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号、歳入において、収納課所管部分について収納課長に説明を求めます。
収納課長。

○五月女和則収納課長 収納課長の五月女です。よろしくお願いいたします。

同席している職員を紹介いたします。

収納係長の小島です。

○小島史愉収納係長 小島です。よろしくお願いいたします。

○五月女和則収納課長 着座にて失礼いたします。

それでは、議案第41号 令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、市税の収納に関連した事項についてご説明いたします。

歳入歳出決算事項別明細書の6ページ、右から3番目の不納欠損額をご覧ください。
市税の不納欠損額は1,122万8,677円になり、前年度と比べ60万3,460円の増になります。不納欠損処分は、地方税法に基づき、徴収権が5年経過したことによる消滅時効、滞納処分の執行停止期間が3年間継続したことによる納税義務の消滅、無財産のために滞納処分を停止した場合で、滞納額を徴収することができないことが明らかである場合に、直ちに納税義務を消滅させる即時消滅がございます。

この内訳としまして、消滅時効により不納欠損処理したものが198件、309万8,974円、執行停止期間が3年間継続したことをもって不納欠損処理したもののうち、無財産を理由とするものが23件、66万2,725円、生活困窮を理由とするものが31件、60万7,099円、滞納者の所在と財産の不明を理由とするものが5件、15万3,406円となります。また、即時消滅となったものが284件、670万6,473円になります。

続きまして、不納欠損額の欄の右側、収入未済額をご覧ください。

市税の収入未済額は8,566万4,168円になり、前年度に比べ1,441万3,988円の減となります。なお、令和6年度の市税全体の徴収率は前年度から0.2ポイント増の98.9%になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願ひます。

質疑はございませんか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前 9時52分 休憩

午前 9時54分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号、歳入において財政課所管部分について、財政課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願ひます。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 財政課長の佐藤です。よろしくお願ひいたします。

同席する職員を紹介させていただきます。財政課課長補佐兼財政係長の高橋でございます。

○高橋あい課長補佐兼財政係長 高橋です。よろしくお願ひいたします。

○佐藤将史財政課長 それでは、失礼ですが、着座にて失礼いたします。

それでは、議案第41号 令和6年度一般会計歳入決算のうち、一般財源及び財政課所管の特定財源について説明させていただきます。

なお、特定財源につきましては、各課における歳出決算の説明の際、併せて特定財源についてもご説明させていただきます。

まず、決算書の1ページになります。

こちらは、令和6年度の決算の会計別の総括表になります。1,000円未満切捨て

で、この後ご説明のほどさせていただきます。

一番上の行の一般会計の歳入合計は249億2,002万4,000円と、前年度と比較し、額にしてプラス12億1,512万5,000円、率にしてプラスの5.1%の増となりました。

一般会計における歳入増の主な要因としては、第1款市税と第2款から第10款までの国税及び県税を原資とした国県交付金等の増収と捉えております。

6ページに移らせていただきます。

第2款地方贈与税ですが、これは国税として徴収したものを一定の基準に基づいて国が地方に譲与するものです。内訳ですが、地方譲与税の5,426万4,000円は、いわゆるこれは、ガソリン税の一部が市町村が管理する道路の延長と面積によって配分されるものです。前年度と比較し、額にしてマイナスの42万2,000円、率にしてマイナスの0.8%の減となりました。

7ページに移らせていただきます。

自動車重量譲与税1億6,606万6,000円。これは、車の購入時または車検時に納付する自動車重量税の一部が、地方揮発油税と同じく市町村が管理する道路の延長と面積によって配分されるものになります。前年度と比較し、額にしてプラスの120万1,000円、率にしてプラスの0.7%の増となりました。

森林環境譲与税611万3,000円は、森林環境譲与税の一部が一定の基準に基づき国から市に交付されるものです。前年度と比較し、額にしてプラスの43万9,000円、率にしてプラスの7.7%の増となりました。

第3款利子割交付金313万5,000円、これは預金利子に対する課税の地方税部分の一部が県民税の所得割に応じて市町村に交付されるものになります。前年度と比較し、額にしてプラス80万7,000円、率にしてプラスの34.7%の増となりました。

第4款配当割交付金5,977万1,000円、これは株式配当に対する課税の地方税部分の一部が市町村に交付されるものになります。前年度と比較し、額にしてプラスの1,727万9,000円、率にしてプラスの40.7%の増となりました。

第5款株式等譲渡所得割交付金8,586万8,000円は、株式の売却に対する課税の地方税部分の一部が市町村に交付されるものです。前年度と比較し、額にしてプラスの3,648万8,000円、率にしてプラスの73.9%の増となりました。

第6款法人事業税交付金1億3,227万3,000円は、法人事業税の収入金額の一部を都道府県が市町村に対し従業員数に応じて交付するものです。前年度と比較し、額にしてプラスの1,489万6,000円、率にしてプラスの12.7%の増となりました。

第7款地方消費税交付金13億5,865万円、これは標準税率10%のうち2.2%は地方消費税となり、その一部が市町村に配分されるものです。前年度と比較し、額にしてプラスの6,982万6,000円、率にしてプラスの5.4%の増となりました。

第8款環境性能割交付金4,979万3,000円は、令和元年10月の消費税率の改正に伴い自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割が導入されたことにより、自動車取得税交付金に代わって交付されるものです。前年度と比較して、額にしてプラスの829万9,000円、率にしてプラスの20.0%の増となりました。

第9款地方特例交付金、こちらは合計で3億1,110万4,000円で行いました。こちら内訳になります。まず、地方特例交付金2億9,440万3,000円で行いますが、こちらは定額減税による市税の減収補填分として2億3,370万6,000円、それと住宅ローン減税による減収補填分として6,069万7,000円、合わせて2億9,440万3,000円になります。

8ページに移ります。

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、中小企業等が所有する焼却資産等に関わる固定資産税、都市計画税の軽減措置に対する減収補填分として1,670万1,000円で行いました。

先ほどの定額減税による減収、住宅ローン減税による減収補填を合わせまして、前年度と比較し、地方特例交付金につきましては、額にしてプラスの2億4,671万1,000円、率にしてプラスの383.1%の増で行いました。

第10款地方交付税28億3,519万1,000円は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を国が保障するものです。国税のうち、所得税、法人税、消費税、酒税と地方法人税をその原資としまして、普通交付税が25億4,886万円、特別交付税が2億8,633万1,000円となりました。これは歳入全体の11.4%を占める大きな財源となります。

また、これを前年度と比較しますと、普通交付税は額にしてプラスの2億4,051万円、率にしてプラスの10.5%の増となりました。特別交付税は、額にしてプラスの278万6,000円、率にしてプラスの1.0%の増となりました。

続いて、第11款交通安全対策特別交付金650万7,000円、これは交通違反の反則金等を原資とし、交通安全施設の設置及びその管理に要する経費のために交付されるもので、主に交通事故件数や人口、道路延長に応じて交付されます。前年度と比較し、額にしてマイナスの39万円、率にしてマイナスの5.7%の減となりました。

第12款分担金、負担金については、特定財源となるため説明を省略させていただきます。

第13款使用料及び手数料は特定財源となりますが、財政課所管分の2点についてご説明させていただきます。

市営駐車場使用料556万円は、これは羽生駅東口の駐車場使用料となります。金額については前年度同額でございます。行政財産目的外使用料、こちらが615万3,000円のうち563万円は、財政課管理の市有財産の貸付収入となります。主に羽生駅自由通路における使用料収入となります。前年度と比較し、額にしてプラスの14万6,000円、率にしてプラスの2.7%の増となりました。

10ページに移ります。

第14款国庫支出金のうち、財政課所管の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、定額減税調整給付金、住民税均等割のみ課税世帯給付金など計7事業に対し、7億6,494万7,000円を充当いたしました。

第15款県支出金については、特定財源であり、財政課所管分もないため説明を省かせていただきます。

15ページに移らせていただきます。

第16款財産収入は、市有地の貸付けや売払い、基金の利子などの収入となります。財産貸付収入2,877万9,208円のうち、財政課所管分の主なものにつきましてご説明いたします。

土地地貸付収入のうち、1,531万3,000円、建物貸付収入7,000円、自動販売機設置貸付収入のうち399万6,000円であり、主なものは、ホテルルートインへの土地貸付1,089万6,000円となります。

利子及び配当金312万7,000円は、前年度と比較し大きく増えた主な要因は、

金利が上昇したことなどによります。財産売払収入6,839万4,000円につきましては、こちらは市有地の処分や赤道等の払下げによるものです。主なものは旧女性センター跡地の売却代金4,740万円になります。土地売払い代金6,700万円のうち、主なものは旧女性センター跡地の売却代金4,740万円になります。

第17款寄附金は3億3,068万4,000円となりました。寄附金の主なものは、ふるさと応援寄附金3億2,864万8,000円となります。

なお、このふるさと応援寄附金は、この後、観光プロモーション課より歳出と合わせて詳細説明のほうをさせていただきます。

ページを移らせていただきます。16ページに移らせていただきます。

繰入金は9億1,896万1,000円となりました。繰入金は各種基金からの繰入れと特別会計からの繰入れとなります。前年度と比較し、額にしてマイナスの1億6,440万円、率にしてマイナスの15.2%の減になります。

主なものは、財政調整基金繰入金6億2,000万円繰入れとなります。これは、前年度比でマイナスの2億2,000万円の減額となりました。

第19款繰越金は、令和5年度からの繰越金で21億3,978万円となりました。前年度と比較し、額にしてプラスの2億4,291万2,000円、率にしてプラスの12.8%の増となります。

第20款諸収入は、その他の収入となりまして、5億7,859万7,000円となりました。

財政課所管の主なものにつきまして、ご説明のほうをさせていただきます。

第3項収益事業収入のうち、埼玉県都市ボートレース事業収入は、埼玉県都市ボートレース企業団から構成する15市に対する収益の配分金7,000万円になります。太陽光発電事業電力売払収入964万2,000円は、サンパーク村君の売電収入、こちらは令和6年11月分から令和7年3月分の5か月分となります。詳細につきましては、この後、環境課よりサンパーク村君の修繕保険金収入等歳出に合わせて内容説明させていただきます。

19ページに移らせていただきます。

第5項雑入中、埼玉県市町村振興協会市町村交付金、こちらは自治振興宝くじを原資とし、2,037万4,000円となります。前年度と比較し、額にしてマイナスの115万9,000円、率にしてマイナス5.4%の減となりました。

ページを移ります。

第21款市債は、市債として新たに借入れを行なった額となり12億9,142万7,000円となりました。前年度と比較し、額にしてプラスの6,227万1,000円、率にしてプラスの5.1%の増となりました。

なお、令和6年度末時点の一般会計における市債の現在高は154億4,408万円となり、これは前年度と比較し、額にしてマイナスの7億603万6,000円、率にしてマイナスの4.4%の減となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

質疑はございませんか。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 6ページの地方揮発油譲与税は42万円のマイナスということだったんですが、7ページの自動車重量譲与税に関しましては、昨年度に比べてプラス120万円という説明だったと思うんですけども、こちらは両方とも道路の延長や面積に配分されるものですが、この自動車重量譲与税が増えたのは、やはり新車の購入台数が多かったという理解でよろしいのでしょうか。

○田口さとる委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 自動車重量譲与税については、車の購入時と車検時に納付する自動車重量税の一部が地方に配分されるものになります。こちら0.7%の増なので微増なのかなと思います。多少もしかしたら新車で伸びたのかもしれないですけども、車検もあるので、一概に内訳までは抑えられていない状況でございます。

今度、地方揮発油譲与税につきましては、いわゆるガソリン税の一部という形で市町村に配分されるものであります。これは、委員さんおっしゃるとおりマイナス0.8%の減となりましたので、ガソリンの消費量に関しては恐らく微減だったというふうを受け取っております。ただ、大元のデータを抑えていないので、詳細は分かりかねます。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 よろしいですか。

では、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時30分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務部長。

○栗原 繁総務部長 皆さん、改めまして、こんにちは。総務部分の栗原でございます。

昨日までの本会議では大変お世話になりました。引き続き、よろしくお願いいたします。

さて、本委員会でご審査いただきますのが、議案第41号 令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算及び議案第50号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第6号）並びに議案第51号 羽生市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の3議案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案説明のため出席している課長を紹介させていただきます。

総務課長の佐藤です。

○佐藤康夫総務課長 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○栗原 繁総務部長 地域振興課長の大橋です。

○大橋 裕地域振興課長 大橋です。よろしくお願いいたします。

○栗原 繁総務部長 秘書広報課長の亀村です。

○亀村陽子秘書広報課長 亀村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗原 繁総務部長 人権推進課長の根岸です。

○根岸啓之人権推進課長 根岸です。よろしくお願いいたします。

○栗原 繁総務部長 市民生活課長の根岸です。

○根岸紀夫市民生活課長 根岸です。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗原 繁総務部長 なお、同席させていただきます係長の職員につきましては、担当課長よりその都度ご紹介を申し上げます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 それでは、議案第41号 令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、総務課所管部分について総務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

総務課長。

○佐藤康夫総務課長 改めまして、こんにちは。総務課の佐藤でございます。

同席している職員を紹介させていただきます。

同席している職員は職員係長の橋本でございます。

○橋本和幸職員係長 橋本です。よろしくお願いいたします。

○佐藤康夫総務課長 恐縮ですが、着座で説明させていただきます。

それでは、議案第41号 令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、総務課所管部分について説明申し上げます。

ペーパーレス会議システムに表示しました別冊1、令和6年度羽生市一般会計特別会計歳入歳出決算書の22ページをご覧ください。

歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち、備考欄一番上にあります職員人件費7億1,711万466円について申し上げます。

こちらは、総務課が所管する人件費に係る決算でございます。内訳としましては、市長、副市長の特別職、そして総務部のうち秘書広報課、総務課、地域振興課、人権推進課、企画財務部の企画課、財政課、契約検査課及び会計課の職員に係る給料や職員手当、共済費等で構成をしております。

次に、備考欄2つ目の二重丸、総務一般経費1,241万2,719円について申し上げます。

まず、1節報酬508万2,478円のうち66万円は産業医の報酬でございます。こちらは、常時50人以上の職員を使用する事業所は産業医の選任の義務がございます。羽生市医師会の推薦により渡辺医院の医院長にお願いをしております。

次に、23ページをご覧ください。

備考欄中ほど、12節委託料の主なものとしまして、職員健康診断委託料417万1,744円がございます。こちらは、昨年10月に3日間にわたり実施した職員健康

診断の執行経費でございます。

次に、24ページでございます。

備考欄中段から下の二重丸、職員研修事業119万5,219円について申し上げます。

まず、12節委託料33万860円は、職員研修にかかった経費で、人事評価制度研修委託料と職員研修委託料の2つがございます。

次に、その下、18節負担金補助及び交付金66万4,830円は、羽生市、加須市、行田市、鴻巣市で構成する4市共同研修の負担金、市町村アカデミーへの参加費のほか、令和6年度は水道技術管理者資格取得講習会の派遣を行なったことにより、令和5年度より増額となっております。

続きまして、25ページの中段から下にございます第2目文書広報費について申し上げます。

最初に、備考欄にございます文書広報一般経費について申し上げます。

まず、上から3つ目、3行目にございます10節需用費、消耗品費49万4,217円は、主に市で使用するコピー用紙代や文書保存箱などに係る費用で、総務課で一括購入をしております。

次に、11節役務費、通信運搬費郵便料1,509万7,720円は、庁内各課の郵便物等の経費で、総務課がまとめて支出しているものでございます。

次に、12節委託料は全部で4つの委託業務に係る支出でございます。

まず、印刷室機器保守管理委託料は、庁内の印刷業務を行うため3階の印刷室に設置した印刷機2台の保守管理に要した費用で、65万3,328円の執行でございました。こちらは、定期点検のほか不具合が生じた場合の修理、そしてインクなどの消耗品代が含まれております。

次に、保存文書廃棄業務委託料は、保存年限が過ぎた文書を廃棄するために行なった委託で、106円の執行でございました。

3つ目の法律顧問契約委託料99万円は、法的判断が必要な行政対応を行うために市の顧問弁護士であります清水利夫弁護士との相談に応じた年間の委託料でございます。

最後に、例規集・行政手続整備等業務委託料112万2,000円は、職員が使用、閲覧できる例規集の検索及び編集を行うためのシステムの保守並びに例規改正に伴うデータの更新に係る委託料でございます。

次に、少しページが飛びまして、27ページをご覧ください。

備考欄最初の二重丸でございます情報公開・個人情報保護事業について申し上げます。

1節報酬、委員報酬のうち、情報公開・個人情報保護審議会委員報酬2万1,000円は、羽生市の個人情報保護制度や情報公開制度に関する市の諮問に対し、委員から答申を得るために徴収し、これに出席した6名の委員に支払った報酬でございます。

次に、ページが少し飛びますが、47ページ、第4項選挙費、第1目選挙管理委員会費について申し上げます。選挙に係る費用でございます。

まず、備考欄にあります職員人件費（選挙管理委員会費）は、事務局職員1名分、書記1名の人件費でございます。

次に、2つ目の二重丸、選挙管理委員会一般経費188万9,026円は、非常勤特別職であります選挙管理委員会委員4名の報酬や委員会運営に係る経費、そして各種負担金でございます。

次に、48ページ、備考欄最初の二重丸、在外選挙人名簿登録事務について申し上げます。

こちらは羽生市から外国に出国した方が海外でも国政選挙が行えるよう申請に基づき登録する制度で、これに要した事務経費となります。こちらは在外選挙人名簿登録事務委託金として歳入に国から充当財源がございます。

次に、備考欄2つ目の二重丸、第2目選挙啓発費、選挙啓発一般経費4万450円の主なものは、市内小・中・高等学校に対し選挙啓発ポスターコンクールを実施し、受賞者に対する記念品や賞状などに要した費用でございます。昨年度は市内の小・中・高等学校9校から111作品の応募があり、最終的には手子林小学校の6年生が埼玉県を受賞を受けております。

次の第3目、4目につきましては、令和6年度中に執行しました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費となります。

最初に、3目衆議院議員選挙執行経費2,532万1,726円につきましては、昨年10月9日の解散により10月15日公示、同27日に投開票を行なった選挙の執行経費でございます。こちらは、小選挙区の立候補者が2名、比例選挙区の届出制度等が10として選挙が行われました。

主なものとしまして、まず、1節報酬や3節職員手当等はいわゆる人件費に当たりま

す。期日前投票期間と投票日当日に選任されたそれぞれの投票管理者、投票立会人、それと開票に選任された開票管理者、開票立会人、そのほか選挙事務に従事した会計年度任用職員や市職員に支払った報酬や手当となります。

次に、49ページ、上から3行目の10節需用費でございます。こちらは選挙事務に必要な諸用紙や入場券の作成に要した消耗品費や印刷製本費となります。

次に、中段より少し上、12節委託料は、投開票に必要な看板や機器類設置のための委託費、13節使用料及び賃借料は会場や機器類の使用料や借上料でございます。また、17節備品購入費は、主なものといたしまして、投票用紙計数機を2台、投票用紙自動交付機を3台購入したことによりまして、その執行額でございます。

また、ページ下でございます4目最高裁判所裁判官国民審査費につきましては、当審査に係る執行経費でございます。こちらは、6名の最高裁判官が審査に付されました。

これら2つの執行経費には国費から委託金として充当がございます。内訳としましては、先ほど申し上げました備品に関しましては9分の5の充当率であり、それ以外は全て10分の10の充当率となっております。

最後に、次のページの5目県議会議員選挙費につきましては、令和5年度に執行しました県議会議員選挙の一部費用を埼玉県に返還する必要があるため、予備費から充用させていただいたものでございます。

以上をもちまして、総務課所管部分の説明を終わります。

ご審査、よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 それでは、ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

質疑はございませんか。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 25ページ、文書広報費の12節委託料の法律顧問契約委託料なんですけれども、例えば令和6年度に依頼をお願いした法律業務に関する事業というのは、どのようなものがあるのでしょうか。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 中身としましては、非常に複雑様々でございまして、偏ったというような傾向はなく、市民からのクレームに対しての対応方法ですとか、あるいは保険の支払いに対して、この金額が適正かどうかとか、そういったようなものもございまして、

本当に様々な、法律の解釈を求める際に利用するんですけども、令和6年度は33件の相談件数がございました。

以上でございます。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 その33件の相談というのは、全ての課からということで、例えば総務課だけでなく全課からの相談が33件ということでいいのかということと、先ほど市民からのクレームに関しての法律的なアドバイスかと思うんですが、具体的にどのようなアドバイスがあったのかということが、もし事例があれば教えていただきたいんです。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 まず、2つあったかと思うんですが、1点目の相談できる課については全庁にございます。

2つ目のクレームの内容でございますが、これも本当に複雑なんですけれども、事例を1つ挙げるとすれば、何度も電話をしてくる方がいらっしゃって、クレームの内容も職員に対するクレームもあれば、職員の給与とかそういうものに対するクレームとか、税金が高いとか、そういうふうなクレームも当然ございまして、そういったクレームに対して非常に対応する職員の労力がかかってくる。それに対してどう対応したらいいのかという相談をしたところ、まずは警察に相談してくださいということになりまして、警察に相談したんですけども、警察での動きも悪くて、最終的には埼玉地方検察庁とか、そういったところへの働きかけというような形で話が進んでいるような事案も一部ございます。事例としてはそのような形になります。

以上です。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 33件の相談に対して、クレームも含めて大体解決に向かっているんでしょうか。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 おおむね解決でございます。

ただ、中には継続審査ということで、先生が示してくださった相談結果を施したんですけども、さらに相手から言われてしまったんですけどもというような形で、継続になっているものもございますが、それはごく一部でございます。

以上です。

○斎藤万紀子委員 ありがとうございます。理解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 24ページなんですけれども、私、書き留められなかったんですけれども、職員研修費の中の説明で、今回新たになのか分からないですけれども、水道に関する研修を行なったということなんですけれども、これはどういう研修内容だったんでしょうか。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 こちらは、すみません、私の説明が不足しておりました。これは、研修は羽生市で行なったのではなくて、水道技術管理者資格取得のために派遣をしたということで、職員の人材育成ということでこの予算から支出をしているんですけれども、職員1名を川口市の研修所に1か月派遣したことに要する決算でございます。ですから、実際は負担金補助及び交付金のほうに支出が入っております。

以上です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 49ページの選挙に関してで、備品購入費だと思ったんですけれども、今回新たに選挙の投票に関する機器を3台入れたということなんですけれども、それは今まで使用していたやつを入れ替えたのか、それか新しい機器を入れたのか、そこをお願いしたいと思います。

○田口さとる委員長 総務課長。

○佐藤康夫総務課長 今回購入しました備品が2種、先ほど申しあげました投票用紙の計数機と投票用紙の自動交付機ということで、計数機に関しては既に開票所で使う機械を持っているんですけれども、やはりサポートが終了したりということで、新たに2台購入したという、これは入替えでございます。

もう一つの自動交付機に関しましては、こちらは期日前投票所で自動交付機、手渡しではなくて機械から取ってということで、その自動交付機を3台新たに購入したものでございます。

ですので、計数機は入替え、交付機は新たにという答弁になります。

以上です。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。
よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号、地域振興課所管部分について、地域振興課長に説明を求めます。
なお、説明は簡潔に願います。

地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 皆さん、改めまして、こんにちは。

地域振興課長の大橋でございます。よろしくお願いいたします。

本日同席しております職員を紹介いたします。地域振興係長の小野田でございます。

○小野田皓太地域振興係長 小野田と申します。よろしくお願いいたします。

○大橋 裕地域振興課長 よろしくお願いたします。

恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

議案第41号 令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、地域振興課所管分の
主なものについてご説明申し上げます。

決算書34ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第10目交通安全対策費の交通安全対策一般経費
1,038万34円の主なものについてご説明申し上げます。

まず、第7節報償費は、交通指導員11名の報償金699万6,000円でございます。

次に、第10節需用費208万8,114円の主なものは、令和7年4月に入学した
児童用ヘルメット417個やコピー代などの消耗品202万8,494円でございます。

次に、飛びまして、第18節負担金補助及び交付金124万9,900円の主なもの

でございますが、補助金123万3,400円で、こちらは交通安全対策を推進する団体への補助金でございます。羽生市交通安全母の会への補助金31万円と羽生交通安全協会への補助金92万3,400円でございます。

続きまして、34ページ下段、放置自転車対策事業30万9,879円についてでございます。

第12節委託料、こちらは羽生市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、羽生駅、南羽生駅の放置自転車対策として、違法駐輪車への注意、撤去、保管等の作業をシルバー人材センターに業務委託したものでございます。令和5年度より羽生駅と南羽生駅の業務を同日に行うように見直しまして、1日3.5時間、年間26日の監視撤去活動で11台の自転車を撤去いたしました。

36ページ上段をご覧ください。

コミュニティ活動事業41万2,945円についてでございます。

第18節負担金補助及び交付金の内訳といたしましては、羽生市コミュニティ協議会へ16万7,000円、コミュニティ助成事業補助金160万円は宝くじの売上収入を財源とし、一般財団法人自治総合センターが実施している助成制度で、10分の10自治会に助成されるものでございます。令和6年度は、上川俣自治会の1団体が補助を受け、集会所等の備品を購入いたしました。

また、自治会集会所整備事業費補助金は、自治会が管理運営する集会所に対する修繕費補助として、小松自治会ほか22地区の修繕に羽生市自治会集会所整備事業費補助金交付要綱に基づき事業費の5分の1を補助したもので、合計27件、199万4,000円となっております。

地域協議会交付金34万2,000円でございますが、こちらは地域における様々な課題に対応するために、自主的かつ持続的な活動を行う地域住民によって組織された地域協議会に対する事業費補助でございます。

36ページ中段、コミュニティセンター管理事業257万7,404円について申し上げます。

この事業は、中央公民館1階部分にございます羽生市コミュニティセンターの施設管理及び運営に係る経費でございます。主なものといたしまして、第1節報酬10万7,120円は、コミュニティセンター会計年度任用職員1名分の報酬でございます。そして、12節委託料、夜間管理事務委託料14万1,990円は、コミュニティセ

ンター夜間管理のため、シルバー人材センターへの委託料でございます。

続きまして、39ページ上段をご覧ください。

防犯対策一般経費についてご説明申し上げます。

まず、当市の防犯体制につきましては、平成17年度から防犯指導員1名を配置し、犯罪から市民の方々を守るため、警察、防犯協会、防犯のまちづくり推進協議会等と連携し、各種地域防犯活動を推進しているところでございます。

それでは、防犯対策一般経費607万6,756円の主なものについて申し上げます。

第1節報酬207万4,000円は、防犯指導員1名の報酬でございます。

第13節使用料及び貸借料72万円は、羽生駅に設置しております15台の防犯カメラの使用料及び貸借料になります。

第18節負担金補助及び交付金184万1,160円のうち156万9,760円は、市の防犯画像を羽生警察署と連携して実施しております羽生市防犯協会に対する補助金と、交付金27万1,400円は、羽生市暴力排除推進協議会へ10万7,000円、羽生市地域安全推進連絡協議会へ16万4,400円をそれぞれ交付しているところでございます。

なお、事務局は、羽生市防犯協会及び羽生市地域安全推進連絡協議会を羽生警察署の生活安全課、羽生市暴力排除推進協議会が羽生警察署の刑事課となっております。

39ページ下段の防犯灯維持管理事業2,890万701円の主なものについて申し上げます。

まず、市内に設置しております防犯灯は、令和7年3月末現在5,927基となっております。

第10節需用費1,472万1,065円は、防犯灯の電気料でございます。

第13節使用料及び貸借料1,393万9,836円は、防犯灯の借上料でございます。防犯灯をLED化するに当たり、附帯サービス付きのリース契約となっており、1年間のリース料でございます。

続きまして、40ページの上段をご覧ください。

協働のまちづくり推進事業でございます。協働のまちづくり推進事業4,289万8,677円の主なものについて申し上げます。

第18節負担金補助及び交付金4,283万5,000円につきましては、市民の自主的なコミュニティ活動に対し、3年間を限度に助成する市民活動応援補助金、各自治

会や自治会連合会に交付している自治会交付金でございます。

40ページ中段、一般経費の諸費のうち、地域振興課所管分の一般経費8万7,962円について説明いたします。

第1節報酬4万2,000円につきましては、地域公共交通会議委員及び運賃協議部会への委員報酬でございます。令和7年4月から、のりあいタクシーの内容等について協議するため、地域公共交通会議を2回、運賃協議部会を1回開催しております。

続きまして、40ページ下段、あい・あいバス運行補助事業2,352万6,442円についてでございます。

第18節負担金補助及び交付金は、あい・あいバスを運行しております朝日自動車株式会社への補助金でございます。

次のページをご覧ください。

次に、のりあいタクシー実証運行補助事業についてでございます。

のりあいタクシー実証運行補助事業4,356万4,188円につきましては、第18節負担金補助及び交付金は羽生市のりあいタクシーを実証運行している羽生タクシー株式会社への補助金でございます。

この後、こちらの決算書には載っていないんですが、今回9月議会に議案質疑がございました犯罪被害者等支援事業がございます。実績はゼロ円のため決算書のほうには載っておりません。こちらは、令和6年4月1日に羽生市犯罪被害者等支援条例並びに羽生市犯罪被害者等支援条例施行規則が施行されたことに伴い、犯罪行為により亡くなられた方のご遺族や重傷病を負われた被害者の方に対し、市より見舞金が支給されるものでございます。

予算の内訳としましては、遺族見舞金30万円掛ける1件、傷害見舞金10万円掛ける1件、計40万円を計上しておりましたが、令和6年度は見舞金の支給実績はゼロ件ということで、こちらの決算書には載っていない状況でございます。

ページが飛びまして、126ページ中段をご覧ください。

第4目防災費、防災一般経費166万7,768円についてご説明いたします。

第18節負担金補助及び交付金につきましては、自主防災組織育成補助金108万1,000円でございます。こちらは、自主防災組織の育成を目的とした補助金で、市内74の自主防災組織が行う地域別の防災訓練などの実施に対して、世帯数に応じて補助金を交付したものでございます。令和6年度は、防災訓練等の実施が51件ございま

した。

126 ページ下段からでございます。

防災用品備蓄事業570万3,472円について申し上げます。

第10節需用費で、こちらは防災備蓄品を買っておりますが、防災用品の備蓄につきましては、地域防災計画に基づきまして、品目や数量などを勘案して計画的に備蓄をしているところでございます。第10節需用費防災備蓄品で購入したものは、アルファ米や粉ミルク、哺乳瓶など購入しております。

なお、こちらの防災備蓄品の保有状況につきましては、決算附属資料の79ページ、80ページに詳細が載っておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、127ページ上段の防災訓練実施事業5万2,000円について申し上げます。

第18節負担金補助及び交付金で、防火防災訓練災害補償等共済制度の掛金でございます。

続きまして、防災行政無線整備等事業3億800万8,749円について申し上げます。

令和6年度は子局のデジタル化52局や個別受信機の更新を40台、防災アプリなどの附帯設備の導入をしております、昨年6月より防災アプリを稼働しているところでございます。また、令和6年度をもってデジタル化は全て完了いたしました。防災行政無線は、市役所にあるものですが、親局1局、子局155局、個別受信機を40局、移動局を28台保有しているところでございます。

第10節需用費161万4,631円は、防災行政無線の電気料でございます。

第12節委託料489万600円は、防災行政無線の保守点検の委託料69万800円と防災行政無線デジタル化整備監理業務委託料419万9,800円でございます。防災行政無線デジタル化整備工事の管理業務とは、防災行政無線のデジタル化整備工事を進めるに当たり、設計図書等に基づく機器使用と施工使用等に基づいて法定どおり施行されているかどうかの管理を行うものでございます。

次に、第14節工事請負費3億137万7,868円のうち、防災行政無線デジタル化工事請負費は2億9,824万7,048円でございます。防災行政無線デジタル化工事は令和4年度から令和6年度までの継続費であり、令和6年度で全て終了いたしました。

また、Jアラート全国瞬時警報システムの受信設備分離工事請負費203万5,000円は、受信設備を新たに設置したものでございます。

埼玉県の行政防災無線とJアラートの受信設備の分離工事は、県の防災行政無線の再整備が今年度実施予定でございまして、その受信設備がJアラートと共有されている状況でございまして、再整備後は共有が難しくなることから分離工事を行なったものでございます。

庁舎塔屋階無線室エアコン設置工事請負費109万5,820円は、庁舎の5階の上の階にございます防災行政無線のサーバーが設置してある部屋に、防災行政無線デジタル化工事に合わせて冷房設備を設置したものでございます。室温が高くなりますとサーバー機器が停止や故障してしまう可能性高くなることから、室温が高くなると思われる時期から冷房を効かせる必要があり設置いたしました。実際に、今年6月の中頃から暑くなってきておりますので、財政課了承の上、エアコンを現在も使用しているところでございます。雷の影響で停電した際には、状況確認の上、エアコンを改めて稼働しているところでございます。

以上で説明を終了いたします。ご審査のほう、よろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

質疑はございませんか。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 39ページ、17目防犯費なんですけれども、羽生市では平成17年から防犯指導員さんが配置しているという説明だったんですけれども、最近、集会所の室外機の盗難であったり、なかなか被害等も増えているんですが、改めて防犯指導員さんの仕事の内容について教えてください。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 防犯指導員の業務でございますが、まず、なっただいていの方は警察署OBの方でございます。実際の業務といたしましては、市民の方からの犯罪等に関する相談業務等があった場合に、ご自宅等にお伺いさせていただいて話を聞いたりとか、あとは防犯灯の管理等もしているような状況でございます。実際に、お電話等で防犯に関する相談とかがございますので、午後、防犯指導員が外に出てパトロール

等をしているんですが、そのときにご自宅等を伺って相談内容を聞いているところでございます。

また、先ほど齋藤委員からございました集会所等の室外機の盗難等に関しましては、昨年度からかなり発生しているような状況でございますので、こちらは羽生警察署の生活安全課さんと昨年度初めて連携させていただいて、盗まれてしまう可能性はあるんですけども、室外機にマジック等で大きくどこどこ集会所みたいな形で書いておくとか、あとは盗難されてしまったところに関しましては修繕費等をお出ししているんですけども、室外機を下ではなくて上に、壁に貼り付けて取られないようにするとか、あと周りを柵で囲ったりするとか、そういった形で防犯対策、あとは昨年度から集会所の修繕費のほうで10月から防犯カメラの設置も修繕費で対応させていただいて、そういう室外機とか、あとはごみとかが荒らされたり不法投棄とかされたりというところもありますので、集会所に防犯カメラ等を設置して対策をしていただいたりとか、そういったものをしているところでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 齋藤委員。

○齋藤万紀子委員 ありがとうございます。

市民の方からの相談に対して、犯罪に対してのアドバイスもというお話もあったんですが、具体的に相談件数というのは近年増減というのはどうなんでしょうか。増えたりとか減ったりとかというのはあるのかということと、基本的に個別がメインなのかということをお教えください。要するに、大きなところで防犯講習とかするのはやはり警察との連携になるのかということですので。よろしくお願いたします。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 相談件数につきましては、大体30件程度で推移しているところでございます。

あと、先ほど齋藤委員からご質問があったとおり、防犯指導員の相談に関しましては個別に対応しているところであるんですけども、例えば高齢者大学とか、出前講座とか、防犯の内容があったときには防犯指導員のほうが会場のほうに伺わせていただいて、説明等をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員 了解しました。ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はございますでしょうか。

島村委員。

○島村 勉委員 交通安全対策のところの先ほどの需用費のところは、ヘルメットは人数が少ないということで不用額が増えている。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 実際に人数が各年、入学するお子さんが違ってくるので、そこは調べて予算を取っているつもりではいるんですけども、どうしてもやはり人数が減ってしまったりというところもありまして、不用額が出てしまっているというような状況でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 そういう予算ももちろん取っているけれども、その割には比率からいうと不用額が多いじゃない。そのほかにも何かあるのかな。ヘルメットだけじゃないこととか、その辺。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 ヘルメットが一番主なものではあるんですけども、ヘルメットをお配りする際に一緒に購入しているムジナものヘルメットに貼り付けるシールとかそういったものと、あとは交通指導員さんの貸与品もこの予算で出しているところがございます。実際に令和7年4月1日からお一人だけ交通指導員さんが代わられたということもありまして、交通指導員さんの制服とか、そういったものの一式を購入させていただいているところではございます。

あとは、不用額が多いところで申し上げると、秋の全国交通安全運動、来週実施するんですけども、そういったところは啓発品の購入とかを警察で用意していただいたりとか、うちで用意していただいたりとかあるんですけども、実際に景品のあるときには購入していない状況でございますので、そういったもので多少不用額が出てしまっているのかなというところがございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 あとコミュニティの活動事業のところでは負担金補助金が大分不用額が多いんですけども、そこは聞き漏らしたかな、200万円ぐらいの。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 不用額の原因でございますが、こちらはコミュニティ助成事業、先ほど申し上げた一般財団法人自治総合センターが実施している助成制度があるんですけども、予算を立てる段階では2団体が補助を受けていたというところで予算を計上していたところでございますが、昨年度に関しましては団体が1団体のみに、先ほど申し上げた上川俣自治会さんののみになってしまったというところで、不用額が増えてしまったというところでございます。

自治総合センターのほうからは、現状を見ると埼玉県内全て市町村1団体のみの補助を受けているような状況でございますが、来年度以降の予算に関しましても、2団体という形で予算を計上させていただきたいと考えております。

今回は、2団体本来受けるはずだったものが1団体になってしまったというところで不用額が増えてしまったというところでございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 別に余計に出す必要はないんだからいいことなんですけれども、分かりました。予算的なことね。

○田口さとる委員長 よろしいですか。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 40ページに、この右のほうにのりあいタクシーについてあるんですけども、これは妥当な質問かどうか分からないけれども、合わせて6,700万円ぐらい、のりあいタクシーとあい・あいバスとね。こののりあいタクシーは、これは3台の計なんで、今度5台になるんだけれども、参考に聞きたいんですけども、のりあいタクシーを利用する中で、同一出発同一目的地に複数の人数が乗ったときに、まけてくれないとかと言われるわけ。500円にされる。同じ出発、同じところへ行くなら500円でいいじゃないか、そういう話はないかい。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 今、小野田委員のおっしゃったような形で、同一場所で現状ののりあいタクシーですと1人500円という形になりますので、もしそういった場合、一度相談窓口にそういう方がいらっしゃったんですけども、そういう場合は計算をしなきゃいけないですけども、通常のタクシーを乗っていただいて、皆さんで割って

ただいで乗っていただいたほうが安い場合もありますので、そこは状況に応じて、現状、3人乗っているからまけるということはのりあいタクシーではできないので、もし3人でどこかへ行く、目的地が一緒ということであれば、のりあいタクシーではなくて通常のタクシーを乗っていただいでという形で。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 そこまで言っちゃ切りがないんで、来て帰ればいいので、高齢者のサロンとかその他行くときには、そういうふうな面倒を見てくれると非常にいいと村部のほうの人たちは言う人がいるんだよね。それで参考に聞いてみたわけ。そういう件が多ければ規定を変えてもいいんじゃない。だってガソリン代は変わらないから。

それだけの話なんだけれども、あまり規定どおりにやってもらっても困るので。それが直せるならいい。

以上。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小林委員。

○小林誠弥委員 のりあいタクシーの部分なんですけれども、年間の利用者数というのはお分かりになりますでしょうか。

○田口さとる委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 昨年度の延べの利用者数で申し上げますと、令和6年4月から令和7年3月で延べ9,328人の方が利用しております。これは、令和5年4月から令和6年3月の令和6年度の時点の7,943人から1,400人程度増えているような状況でございますので、かなり認知はされてきているんじゃないかなというふうに捉えているところでございます。

現状、令和7年4月からのりあいタクシーが本運行という形で、台数も3台から5台に増やしているような状況でございます。現状、予約のときに電話がつながりづらいというような苦情はあるんですけれども、台数が増えたことによって、利用される方からなかなか予約が取れないとかという苦情は昨年度の時点よりはかなり減っているような状況でございます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑はないようです。

○小林誠弥副委員長 しばし委員長の座をお預かりさせていただきます。田口委員。

○田口さとる委員 127ページの14の工事請負費の全国瞬時警報システム（Jアラート）受信設備分離工事請負費についてなんですけれども、確認です。私の理解不足かもしれないんですけれども、説明だと国とか県のほうの体制というか、Jアラートのあれが変わったということによって分離する必要が生じて、こういった工事が生じたみたいな説明と私は聞いたんですけれども、国とか県の都合でJアラートが分離するのに、特に補助金とか助成金とがなく、全額市負担で直さなきゃいけない工事という理解になるんでしょうかということをお聞きしたいんですけれども、お願いします。

○小林誠弥副委員長 大橋課長。

○大橋 裕地域振興課長 実際に使っているのは緊急防災・減災事業債、そちらのほうを使わせていただいて、こういった分離工事のほうをさせていただいているような状況でございます。

先ほど申し上げた、今年度、本当に実は今週末なんですけれども、県の防災行政無線の分離工事が今週末に行われる予定でございます、それは県だったり国のほうからこういう工事が必要だよというような形の話が来ているような状況でございますので、羽生市だけではなくて全市で対応しているような状況でございます。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 結局、その工事が必要だった理由というのは、アプリとかシステムに変更が生じたから国も県も市もやる必要が生じてしまったという、そういう理解でよろしいんでしょうか。どういった理由で工事が必要になったのかというのをもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○小林誠弥副委員長 地域振興課長。

○大橋 裕地域振興課長 実際に、今、羽生市で使っている防災アプリに関しましては、昨年の防災行政無線のほうでのデジタル化整備のほうでやっておりますので、今ご質問のあった県の防災行政無線とかJアラートのものとはまた別個のものになってきます。

県の防災行政無線Jアラートの受信設備は、今設置してあるものから5年以上たっているもののような状況でございます、単純に機器の更新というところでやらなきゃいけない、さらにグレードアップしたものにしなきゃいけないというところで今回整備をするようなことでございますので、防災アプリとかに関しましては、防災行政無線、そちらも緊急防災・減災事業債なんですけれども、そちらのほうは市のほうでやっている

もので、Jアラートとか県の防災行政無線とはまた別個のものという形で捉えていただければと思います。

以上でございます。

○小林誠弥副委員長 それでは、委員長にお返しします。

○田口さとる委員長 引き続き、ほかに質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時40分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号、秘書広報課所管部分について、秘書広報課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 秘書広報課長の亀村と申します。

同席している職員を紹介いたします。秘書広報課長補佐兼秘書広報係長の田沢でございます。

○田沢 将課長補佐兼秘書広報係長 田沢と申します。よろしく願います。

○亀村陽子秘書広報課長 どうぞよろしく願います。

それでは、議案第41号のうち、秘書広報課所管分の歳出決算について説明いたします。着座にて失礼いたします。

秘書広報課が所管する予算は5つございます。総務一般経費、文書広報一般経費、ふるさとの詩募集事業、都市交流事業、市制施行70周年記念事業でございます。

初めに、総務一般経費でございます。

決算書の23ページになります。

こちらは、主に市長、副市長の秘書業務に係る経費でございます。

7節報償費15万3,128円は、市長の視察研修、出張の際の相手方への謝礼品となっております。

そして、8節旅費につきましては、40万1,815円は、主に市長及び随行の秘書広報課長並びに市長車の運転手の旅費となっております。

そして、9節交際費は90万円の予算額に対し、55万9,500円の支出でした。コロナ禍を経て行事が徐々に再開されたことで、令和5年度に比べ執行額が増加したものです。

次のページに移ります。

18節負担金補助及び交付金111万5,600円は、全国市長会や埼玉県市長会などの負担金でございます。

次に、26ページに移ります。

こちらは、文書広報一般経費として広報広聴活動に関する経費でございます。

12節をご覧ください。委託料のうち、広報等配布委託料87万9,648円は、羽生市シルバー人材センターへの委託経費でございます。毎月1日に広報はにゅうを、そのほか議会だより等も配布依頼しております。そして、広報はにゅう印刷業務委託料999万5,040円は、広報はにゅうA4判フルカラーの印刷業務委託料でございます。そして、市勢要覧印刷製本業務委託料27万5,000円は、市制施行70周年を記念し、市の施策などをまとめた市勢要覧を印刷製本するための委託料でございます。

そして、13節使用料及び賃借料、広報等編集ソフト使用料84万2,160円は、広報担当職員が広報はにゅうを編集するための編集ソフトの使用料と、広報はにゅうを10言語に翻訳し、スマートフォンやタブレットで読むことができるように加工するソフトの使用料でございます。

続きまして、27ページでございます。

こちらは、ふるさとの詩募集事業でございます。

当該事業は、市内小・中学生を対象とした事業で、毎年度実施しております。

7節報償費11万6,340円は、ふるさとの詩実行委員への報償金や入賞者へお渡しする入賞記念楯等の購入費でございます。

10節需用費のうち印刷製本費6万2,000円は、受賞作品集の印刷製本費となっております。

次に、都市交流事業です。

8節旅費のうち78万9,250円は、フィリピンバギオ市フラワーフェスティバル参加者5名分の旅費となっております。

そして、18節負担金補助及び交付金のうち交付金160万4,344万円は、羽生市国際交流協会への交付金となっております。

次ページへ移ります。

これは、姉妹都市等の交流事業として市制施行70周年記念式典開催に伴う海外訪問団の受入れ、そして羽生国際交流市民の会への支援として使われているものです。

なお、特定財源といたしまして、国際交流基金繰入金より250万円を繰入れしております。こちらが特定財源の国際交流基金の繰入金250万円となっております。

そして、続きまして41ページに移ります。

次に、市制施行70周年記念事業です。

1節報酬4万2,000円は、羽生市表彰審査会2回分の委員報酬でございます。

7節報償費のうち招待者記念品等139万2,218円は、招待者記念品のほか、アトラクション出演団体へのお礼、表彰者への額縁代です。

なお、本事業の財源は特定財源とし、ふるさと応援寄付基金繰入金のうち272万5,000円を繰り入れているものです。

以上で説明を終わりにいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

質疑はございませんか。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 36ページ、都市交流事業なんですけれども、聞き逃してしまったかもしれないんですが、旅費がフィリピンのフラワーフェスティバルの参加5名分ということで、こちらの行かれた5名について教えてください。

○田口さとる委員長 秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 バギオ市のフラワーフェスティバルの参加者旅費ということで誰が行かれたかということなんですけれども、市長、学校教育部長、秘書広報課長、学校教育課長補佐、そして秘書広報課の国際交流担当の5名となっております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 市長、学校教育部長、秘書広報課長、教育総務課長……。すみません、もう一度確認したいのと、あと、選定というか、決定に関してはどのような感じで人選

が行われたのでしょうか。

○田口さとる委員長 秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 申し上げます。市長、学校教育部長、秘書広報課長、学校教育課の課長補佐、そして秘書広報課の国際交流担当となっております。

そして、2つ目の人選についてですが、こちら今回、今後のバギオ市との交流を考え、バギオの子どもたちの受入れを行なっているのと同時に、市内中学生派遣事業もごさいますので、そういった意味で、今後の交流の活性化として教育委員会学校教育部の参加をお願いいたしました。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 非常に意義ある事業だと思うんですが、そちらについての報告等というのは何かで確認することはできるのでしょうか。

○田口さとる委員長 秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 こちらのフラワーフェスティバルの報告につきましては、まず3月の幹部会議のほうで訪問の報告をさせていただきました。また、広報紙での写真の掲載等により周知させていただきました。

以上でございます。

○斎藤万紀子委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

野中委員。

○野中一城委員 同じく26ページなんですけれども、今さらなんですけれども、広報はにゅうの印刷委託料の件に関してなんですけれども、現時点で今どれくらい印刷されているのか、また、どれくらいの世帯に配布されているのか、また、羽生市に対して世帯数、何%くらい配布されたか教えてください。

○田口さとる委員長 秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 先ほどのご質問、広報はにゅうの配布部数ということですが、こちらにつきましては令和6年度1万8,930部を月に配布しております。

そして、こちらは自治会への配布が約1万7,000部となっていて、そのほか、小・中学校、公民館などの公共施設、また駅、郵便局、羽生病院などというところで配置をさせていただいております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 世帯数は分かりました。印刷はどれくらいされているんですか。

○田口さとる委員長 秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 印刷は1万8,930部の12か月分で年間部数になります。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 先ほどの野中委員が言った26ページのところなんですけれども、87万9,648円ということで、これは自治体によっては、自治体というか、話を戻すと、74の自治会があって、これで高齢者が増えてきているんで、こういう物の配布というのはおっくうだというのが現実なんです。だから、市のほうで業者を頼んで全戸配布してもらえれば非常に助かる。

ちなみに、熊谷市あたりは全部業者で配布やっているんですけれども、将来的には業者に頼んで配布するようになると思うんですけども、そういう考えはないかな。

○田口さとる委員長 秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 委員のおっしゃるとおり、一部自治体におきましては、広報の全世帯配布、ポスティング配布と言うんですけれども、そういったことをやっている自治体はございます。直接各家庭のポスト等に投函するという配布方法ということでやっていると思うんですけれども、ただ、こちらのほうは以前、参考で委託料の金額を調べましたところ、2,000万円以上年間にかかるということ把握しております。そういったことも含め、現行方式によって今は自治会の方々のご協力を得て配布をするということで行なっております。ただ、自治会役員の方々の負担というところが今後どんどん増えていってしまうということであれば、今後検討の余地はあるかと考えております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 小野田委員。

○小野田和男委員 今、1,000万円以上かかると言いましたけれども、自治会に対する補助金、会長その他、結構な金額が出ているわけで、その程度は会長でも大体34万円ぐらいは出ているとすれば、74自治会長いますからからね。

これを言っちゃ、経験しているんで、私も後で怒られちゃうんですけども、みんな自治会の役員になる人、配りものをやる人が少なくなってくると、そこら辺をカットしてでも、全部役所で業者に頼んで配布する。1,000万円だったら安いですよ、

3, 000万円くらい出ているとすれば。

そんなように考えましたけれども、方向的には考えているということで、あと10年、20年すればそんな感じだと思います。

○田口さとる委員長 秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 先ほど申し上げた参考見積りの金額は約2, 000万円ということで、よろしくをお願いします。

2, 000万円と言いましても、最近の見積額ではないので労務単価が上がっているという背景を踏まえますと、以前よりも上がっているかとは思いますが。ただ、今後自治会のご負担というものを考えますと、こういった委託ということは考えざるを得ない状況にはなると思っていますので、近隣市の状況を見ながら検討をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 広報紙の印刷、先ほどの続きですけれども、1万8, 930部でよろしいですね。

世帯数は2万二、三千世帯あるような気がするんですけども、世帯数にはいかない部数になっていると理解してよろしいでしょうか。

○田口さとる委員長 秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 増田委員の、実際のところは世帯数が2万ぐらいあるということでおっしゃられていたんですけども、実際に世帯数は今現在、6月1日現在、2万4, 900世帯ございます。

ただ、この部数については、各自治体から部数を伺いまして枚数を計算しておりますので、そういったところを踏まえますと、今現在の段階では先ほど申し上げた1万8, 930部という数になっております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 増田委員。

○増田敏雄委員 分かりました。

要するに、自治会に入っていないと、ほぼ行かないと理解してよろしいんですか。

○田口さとる委員長 秘書広報課長。

○亀村陽子秘書広報課長 例えば、世帯に配布が行かなかったとしても、先ほど申し上げ

た公共施設のほうに配布用に配置をしておりますし、また、イオンモール羽生等にも配置を行なっております。そして、ホームページでも閲覧可能となっておりますので、そういった部分で補われているのかと存じます。

以上でございます。

○増田敏雄委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小野田委員。

○小野田和男委員 今のそれに関してですけれども、自治会の加入率というのは今70%割っていますから、町内の自治会としては配り物を申請するときには自治会員数で言いますから、だから本当は2万4,000世帯あっても1万7,000部でいいということ、じゃ役所のほうでは、公民館とかいろんなどころあるから、自治会に入っていない人はもらって行ってください、取りに行けばいいんだということ、結構知らない人はいっぱいいますよ。それだけ知っておいてもらいたいんだよね。7,000世帯ぐらい。

一番簡単なのは、自治会の加入率を上げてもらえばいいんですよ。

○田口さとる委員長 すみません、決算に関係ないことはあまり言わないようお願いいたします。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

なお、委員会の再開は午後1時からといたします。よろしく申し上げます。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第41号、人権推進課所管部分について、人権推進課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 人権推進課課長の根岸でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、本日同席いたします職員を紹介させていただきます。

人権推進課長補佐兼男女共同参画係長の今井でございます。

○今井里恵課長補佐兼男女共同参画係長 今井です。よろしくお願いいたします。

○根岸啓之人権推進課長 大変恐縮でございますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第41号のうち人権推進課所管分の歳出決算につきまして、順次ご説明申し上げます。

決算書35ページ、右側中段をご覧ください。

人権推進課の総額741万1,710円の主なものについてご説明を申し上げます。

1節報酬109万730円のうち主なものにつきましては、会計年度任用職員の報酬99万2,230円です。2人と表記されていますが延べ人数の表記であり、年度途中で自己都合により退職し、新たに1人雇用したことによるものでございます。

7節報償費、報償金1万5,000円は、公民館で行われた人権問題研修会2回分の講師謝金でございます。

8節旅費13万8,298円は、会計年度任用職員1人分の費用弁償3万526円と、人権問題研修会など各種研修会等の出張旅費でございます。

次に、10節需用費58万2,930円のうち主なものを申し上げます。消耗品費36万9,530円の主なものは、人権団体の発行する新聞や人権の花運動に関わる花苗などの購入費等でございます。印刷製本費21万3,400円は、年1回発行している人権広報誌の印刷費でございます。

次に、11節役務費11万552円は人権意識調査に係る郵便料でございます。

12節委託料129万6,000円は、地域住民の生活上の相談に応じる生活相談業務の委託料でございます。

なお、県から補助金として91万8,000円が交付されております。

18節負担金、補助及び交付金425万9,200円の主なものといたしましては、人権擁護委員協議会の負担金27万7,200円や部落解放運動団体への補助金366万円でございます。

続きまして、37ページをご覧ください。

37ページ、右側中段、男女共同参画一般経費272万5,495円についてご説明

いたします。

1節報酬、委員報酬2万4,500円につきましては、男女共同参画審議会1回分の報酬です。

7節報償費、報償金14万2,500円の主なものといたしましては、男女共同参画に関わる研修会やDV防止対策などの講座等の講師謝金でございます。

10節需用費26万5,102円のうち主なものといたしましては、年1回発行している男女共同参画啓発用情報誌みらいの印刷製本費14万7,334円でございます。

次に、11節役務費16万4,248円の主なものにつきましては、38ページになります。電話料12万2,328円でございます。

12節委託料95万7,350円の主なものにつきましては、パープル羽生で毎週水曜日に実施している女性相談業務63万3,600円や、資格取得講座の委託料20万円などがございます。

17節備品購入費2万356円は、防犯用のさすまたや講座で使用するCDプレイヤーなどを購入したものでございます。

以上で、人権推進課所管分についての説明は終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

島村委員。

○島村 勉委員 つまらない質問だけれども、さすまたって幾らぐらいするのか。こんな2万幾らっていうので買えるの。

○田口さとる委員長 人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 さすまたU型というものなんですけれども、8,706円。

○島村 勉委員 違う、違う。8,000幾らというのは、市役所で何回かやったよね、あのでかいの。あれがそんなもの。

○田口さとる委員長 人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 パープル羽生で必要とするものでは同じものを買わせていただきました。

○田口さとる委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

質疑はございませんか。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 35ページのいじめ問題対策連絡協議会委員報酬なんですけれども、これは実際に何か問題があって協議会が開かれたのか、それとも定例会が令和6年度に開かれたのか、内容を教えてください。

○田口さとる委員長 人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 こちらの対策協議会につきましては、年1回、報告会ということで開催しております。学校教育部の者の報告を受けまして、久喜の法務局や熊谷児童事務所の方から参加していただいて、報告会ということで年1回開催しているものです。以上になります。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 ここで提示されているのは、あくまでその年1回のものであって、また、例えば学校教育課なら学校教育課、また別個でも何かいじめなどが起こった場合は個別でここから委員会などが開かれるのでしょうか。

○田口さとる委員長 人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 教育部局では、また別個にいじめ問題対策ということの教育部局のほうで協議会を開いているということを報告を受けております。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 では、すみません。これはあくまで年1回の報告会ということでよろしいでしょうか。

○田口さとる委員長 人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 年1回の報告会ということで開催しております。

○斎藤万紀子委員 ありがとうございます。了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○小林誠弥副委員長 委員長の座をお預かりいたしまして、田口委員。

○田口さとる委員 同じく35ページ、第7款報償費のところ、人権問題研修会講師謝金というところがあるんですけれども、この研修会、誰が誰にどのような内容のものをどこで行なったのか、概要を教えてくださいたいのと、あと、同様に37ページ、こちらの講座の謝金14万2,500円、同じようにこういった内容の講座があったのかとい

うこととお伺いたします。お願いします。

○小林誠弥副委員長 人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 初めに、35ページの講師謝金1万5,000円につきましては、人権問題研修会ということで、公民館地区別研修会ということで公民館2地区で開催いたしました。講師につきましては、人権擁護委員の方に講師をしていただきまして、2回分ということで7,500円掛ける2ということで1万5,000円を支出いたしました。

続きまして、37ページの講師謝金につきましては、男女共同参画講演会や職員研修会、また、DV防止研修会、その講師にまつわる謝金を合計いたしまして14万2,500円を決算として計上させていただきました。

以上となります。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 35ページのほうなんですけれども、人権問題研修会の具体的な内容と、あと、誰に向けての内容だったということなのか、もう一回教えていただいてもよろしいですか。

○小林誠弥副委員長 人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 こちらにつきましては、公民館の各地区のほうで募集をしていただきまして、初めの第1回目の川俣公民館におきましては令和7年1月に行いました。こちらにつきましては人権全般について、人権問題についてということで人権擁護委員の方にやっていただきました。

2回目につきましても市民プラザで、地区のほうで募集をしていただきまして、同じく人権全般ということで、講義をさせていただきました。

以上であります。

○小林誠弥副委員長 田口委員。

○田口さとる委員 ちなみに、受講者というんですか、どのくらい集まったのでしょうか、お聞きします。

○小林誠弥副委員長 人権推進課長。

○根岸啓之人権推進課長 具体的な数字が今すぐに出てこないんですけれども、川俣ではたしか約30名ほど、中央では約20名ほどだったんですけれども、自治会長のほうに呼びかけをしていただきまして募集をさせていただきました。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

以上です。

○小林誠弥副委員長 では、委員長の座をお返しします。

○田口さとる委員長 では、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時13分 休憩

午後 1時14分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号、市民生活課所管部分について市民生活課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 市民生活課長の根岸です。どうぞよろしくお願いいたします。

同席しております職員を紹介いたします。

市民係の秋山課長補佐です。

○秋山正代課長補佐兼市民係長 秋山です。よろしくお願いいたします。

○根岸紀夫市民生活課長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

一般会計歳入歳出決算書、市民生活課所管分について説明いたします。

決算書の38ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第16目消費者行政費についてご説明します。

一番右側の備考欄、消費者行政一般経費の主なものについてご説明いたします。

第1節報酬192万750円は、会計年度任用職員である消費生活相談員の報酬となります。相談員は2名で週4回、10時から16時まで、1階会計課隣の消費生活センターにおいて相談を行っております。

第10節需用費23万4,198円のうち消耗品費12万8,048円は、コピー代、事務消耗品及び消費生活講座啓発品等。印刷製本費10万6,150円は、若年層や高

齢者等へ行なっている講座等において活用しています教材や、消費生活センターでの啓発リーフレットの印刷に係る費用となります。

続きまして、40ページをご覧ください。

第19目諸費のうち備考欄、下から3つ目の二重丸、一般経費（市民生活課）201万円でございます。

主なものは、第12節委託料198万円で、弁護士2名による法律相談の委託料となります。法律相談につきましては、毎月第2、第3、第4木曜日の午後に実施しており、令和6年度は開催日数36日、相談件数については238件となっております。

続きまして、45ページをご覧ください。

第3項第1目戸籍住民基本台帳費のうち、46ページをご覧ください。

戸籍住民基本台帳一般経費のうち主なものについて申し上げます。

第1節報酬587万4,660円は、マイナンバーカードの発行・交付事務に当たっております会計年度任用職員の賃金となります。

次に、第11節役務費、通信運搬費、郵便料57万6,672円は、マイナンバーカードの特定記録郵便や他市町村との戸籍照会用等の郵便料となります。手数料、証明書コンビニ交付業務委託料123万8,679円は、コンビニエンスストアでマイナンバーカードを利用して住民票や印鑑証明書などを取得した際、証明書代1通300円となりますが、そのうち117円を手数料として地方公共団体情報システム機構へ支払った金額となります。

次に、12節委託料4,136万5,940円の主なものでございますが、戸籍情報システム等改修委託料1,541万1,000円です。この委託料は、令和5年6月に成立しました行政手続における法律等の一部を改正する法律により戸籍法、住基法、マイナンバー法が改正され、今年の5月26日から施行されました戸籍、戸籍の附票及び住民票等に振り仮名を記載するためのシステムの改修となります。

次に、3つ下の窓口業務委託料2,255万円は市民生活課窓口業務の委託料となり、令和5年度より3年間、株式会社日本ウォーターテックスに委託しております。

次に、13節使用料及び賃借料で、使用料1,101万5,400円のうち、コンビニ交付システム使用料303万6,000円は、マイナンバーカードを利用して住民票や印鑑証明書などをコンビニで取得するためのシステムを使用するための金額となっております。

戸籍情報システム使用料797万9,400円は、戸籍システムのクラウドの使用料とネットワークの使用料となっております。

次に、47ページをご覧ください。

第18節負担金補助及び交付金274万2,000円です。主なものは、証明書交付センター運営負担金として272万8,000円です。こちらは、コンビニ交付におけるシステム設備等の賃借料や保守費、センター運営費などとなり、地方公共団体情報システム機構に支払うものとなっております。

続きまして、89ページをご覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第5目斎場費について申し上げます。

備考欄、斎場一般経費、第10節需用費、修繕料235万5,100円について説明いたします。修繕の内容といたしましては、斎場の3号炉、再燃焼炉及びチャンバー室耐火材部分の修繕で150万4,800円。非常用発電機の修繕で48万4,000円。燃料タンク修繕で36万6,300円となっております。

第12節委託料2,246万3,158円のうち、斎場の指定管理料が2,207万458円となっております。

次に、第14節工事請負費104万2,800円です。こちらは、火葬炉セラミックブロック貼り替え工事において、1号炉内のセラミックブロックの貼り替えの工事となっております。

以上で説明を終わりにいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

質疑はございませんか。

島村委員。

○島村 勉委員 窓口業務はウォーターテックスだよね。

あと、任用というのは、そのほかに7名となっているんですか。

○田口さとる委員長 市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 島村委員のおっしゃとおり、窓口で委託しているのは日本ウォーターテックスになります。

あと、それ以外にマイナンバーカードの発行または交付という形で、暗証番号を入れ

たりするのが会計年度任用職員さんをお願いしております。こちらのほうは、前年度一応7名ということで会計年度任用職員を雇っております。

以上でございます。

○田口さとる委員長 島村委員。

○島村 勉委員 マイナンバーカードは、これからずっと繰り返し繰り返しになりますんで、それが大体そのまま同じ人数ぐらいで続いていくと。

○田口さとる委員長 市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 マイナンバーカードの更新の関係だと思えます。

今後、更新の件数なんですけど、一時期、マイナポイント付与という形で、特に多く申請をされた時期がありました。その保有数というのが今後増えてくると思えます。現在、去年の6月現在では保有数が3万7,387件ということだったんですけども、令和7年6月では4万400件程度と増えております。徐々に徐々に増えてくるのかなとは思えます。また、年度ごとで5年更新、10年更新になりますが、その都度、繰り返し繰り返しで増加する時期が出てくると思えます。

以上でございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○小林誠弥副委員長 委員長の座をお預かりいたします。

田口委員。

○田口さとる委員 46ページ、13節ですかね。その他11節とかの証明書コンビニ交付業務に関してなんですけれども、ご説明では、大体1件当たり117円のコンビニ手数料を11節役務費のところ払っているのがこちらの数字ですと。そのほかに、13節でシステム使用料、戸籍情報システム使用料と、あと、その次のページ、18節で証明書交付センター運営負担金というのも負担しているということで、まだまだ赤字というか、単純計算すると残りの3分の2賄えていないのかなというところがあります。

今後なんですけれども、証明書コンビニ交付手数料、例えばこれ以上増やしていく努力とかというのは考えているのでしょうか。

あと、あくまでも市民の方の便宜を図るための業務なのであまりそこはこだわっていないのか。そこを方針とかもお聞きできればなと思えます。お願いします。

○小林誠弥副委員長 市民生活課長。

○根岸紀夫市民生活課長 委員おっしゃるとおり、コンビニの交付件数でございますが、

コンビニ交付件数、5年度が9,644枚、6年度で見ると1万587枚となっております。紙代とか人件費を抜くんですが、1件当たりというか1枚当たりのコスト、去年だと約415円、今年で計算すると361円ということで、若干1枚当たりのコストは下がってきている。これは何でかということコンビニでの、枚数が増えているからということになります。

市民の方に周知する努力というのは、今現在、マイナンバーカードを更新されている方が結構来ております。そのときに、住民票とか印鑑証明、課税証明の一部がコンビニで取れますよというような形で周知はしています。ただ、コンビニで取れない分もありますので、全部が全部、それで取れるから、行ったのに取れないというクレームが出ては困るんですけども、取れるものはコンビニで取れますよということの周知はしていくのが増やす努力かなとは思っております。

以上でございます。

○田口さとる委員 ありがとうございます。

○小林誠弥副委員長 では、委員長の座をお返しします。

○田口さとる委員長 それでは、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。
よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時28分 休憩

午後 1時30分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号、財政課所管部分について財政課長より説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

財政課長。

○佐藤将史財政課長 財政課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

同席する職員を紹介いたします。

財産管理係長の関根でございます。

○関根 亮財産管理係長 関根でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤将史財政課長 着座にて失礼いたします。

議案第41号 令和6年度一般会計歳出決算のうち議会費並びに財政課所管部分につきましてご説明させていただきます。

まず、参考資料、決算附属資料3ページになります。

まず、全体的に少し概要のほうをご説明させていただきます。

こちらは、令和6年度決算の目的別の歳出内訳になります。1,000円未満切捨てでご説明させていただきます。

一般会計の歳出合計は224億8,492万9,000円でございます。これは、前年度と比較し、額にしてプラス9億1,981万円、率にしてプラスの4.3%の増となりました。

一般会計における歳出増の主な要因としては、目的別で見た場合、総務費における定額減税調整給付金事業、民生費における後期高齢者医療特別会計繰出金及び児童運営費委託料の増、教育費における井泉小学校校舎1号館大規模改造工事などがございます。

見方を変えて性質別で見た場合でございますが、性質で見た場合、物価高騰、賃金上昇の影響を受けやすい人件費、物件費、扶助費が全般的に伸びたと捉えております。

ここで決算書の20ページのほうに移らせていただきます。決算書の20ページになります。

第1款議会費につきまして、1,000円単位で申し上げます。

右側の備考欄をご覧ください。

議会一般経費1億2,454万6,000円につきまして主なものをご説明いたします。

第1節報酬、第3節職員手当等、第4節共済費につきましては、議員、会計年度任用職員人件費になります。

第10節需用費のうち、印刷製本費167万2,000円については、議会だよりの印刷代となります。

第12節委託料は558万3,000円となります。

21ページに移ります。

主なものは、議会中継映像配信業務委託料204万1,000円及び会議録調整等業務委託料326万7,000円となります。

第13節使用料及び賃借料のうち主なものは、インターネットでの検索システム使用料となる会議録検索システム使用料79万2,000円と、ペーパーレス会議システム使用料97万6,000円になります。

事業を移らせていただきます。

続きまして、議会活動事業は、政務活動費交付金133万4,000円となっております。

議会費につきましては以上となります。

27ページに移らせていただきます。

事業変わります、財政一般経費に274万6,000円の主なものにつきましてご説明いたします。

第12節委託料247万1,000円は、地方公会計システム保守業務委託料44万円、財務書類等作成委託料64万5,000円。この2つにつきましては、貸借対照表、損益計算書などの財務書類を作成するための経費となります。財務会計システム改修委託料138万6,000円については、予算書等をタブレット及びパソコン画面での閲覧をしやすいするため、レイアウトを現在の見開きA3サイズの仕様からA4横の仕様に変更するためシステム改修をしたものになります。令和7年3月定例会より適用させていただきます。

28ページに移らせていただきます。

事業変わります、財産管理一般経費1億1,620万9,000円は、市庁舎をはじめとした市有財産の管理に要する経費となります。

第10節需用費4,049万2,000円のうち、燃料費826万1,000円は、主に庁舎の冷暖房機器に使用する灯油代726万5,000円及び財政課が管理する公用車のガソリン代99万6,000円になります。光熱水費1,904万7,000円のうち電気料1,535万5,000円は、庁舎及び羽生駅の自由通路などの電気料になります。修繕料1,150万3,000円の主なものが、羽生駅東口のエスカレーターの踏み板の交換修繕605万円、その他庁舎関連修繕445万2,000円や財政課管理車両の車検、法定点検を含む公用車の修繕50万8,000円となります。

第11節役務費1,113万1,000円のうち大きなものは、電話料456万7,000円となります。

29ページに移ります。

第12節委託料4,921万8,000円は、庁舎をはじめとする市有財産の維持管理のための経費です。主なものは、庁舎総合管理業務委託料2,257万8,000円です。受付案内業務、電話交換業務、清掃業務、印刷業務、空調管理業務等に関する委託料となります。

第13節使用料及び賃借料364万5,000円は、庁舎内の電話交換機や公用車などのリースに係る費用となります。

ページを移らせていただきます。

第14節工事請負費353万3,000円の主なものが、羽生駅自由通路におけるハト対策の設置工事127万7,000円となります。これは、羽生駅自由通路の上部の全面にハト対策用のネットを新たに貼り付けたものになります。

第17節備品購入費792万9,000円の主なものが、軽バンタイプの電気自動車を3台購入したことに関わる767万8,000円となります。

第26節公課費は、公用車の車検時に負担する自動車重量税8万3,000円となります。

事業変わりました、基金積立事業5,643万6,000円。こちらは、それぞれの基金への元金と利子の積立てとなります。公共施設修繕引当基金元金積立金5,000万円は、将来の公共施設の大規模な修繕に備えるため、令和6年9月補正にて元金積立てを行いました。森林環境譲与税基金元金積立金611万3,000円、こちらは令和6年度に交付された森林環境譲与税交付金を原資として基金への積立てを行いました。

33ページに移らせていただきます。

事業変わりました、財政調整基金積立事業になります。

財政調整基金積立金7億5,126万5,000円は、財政調整基金の元金と利子の積立てになります。令和6年9月補正にて7億5,000万円の元金積立てを行いました。

158ページに移らせていただきます。

第11款公債費となります。

公債費20億3,959万7,000円、こちらは一般会計における市債の借入に伴う後年度の償還に関する経費となります。内訳としましては、元金償還として19億9,746万3,000円、利子償還として4,213万4,000円を償還しました。

なお、令和7年3月末における一般会計における借入金残高は154億4,407万9,000円となり、前年度と比較して、額にしてマイナス7億603万6,000円、率にしてマイナス4.4%の減となりました。

続きまして、12款予備費となります。

予備費1,937万4,000円は、年度途中に予定外の支出があり予算が不足した場合、本来は補正予算で議会の議決を経るのが正式なやり方ですが、軽微なものや緊急を要する修繕などにつきましては予備費で対応させていただいております。令和6年度の主なものとしては、産業文化ホールにおける排煙設備の緊急修繕などに予備費対応させていただきました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

野中委員。

○野中一城委員 30ページの工事請負費で、羽生駅自由通路のハトの件なんですけれども、個人的にも、羽生駅もそうですけれども、西羽生駅もかなりハトの被害があるということで、担当課にも届けを出してやっていただいたようですけれども、今回、羽生駅自由通路にネットを張ったということなんですけれども、その効果はどうだったのでしょうか。

○田口さとる委員長 財政課長。

○佐藤将史財政課長 効果は大変よかったと思っております。今まで羽生駅にハトが住みついてしまう場所というのが、羽生駅の自由通路はこういうアーチ型になっておりまして、アーチ型の上部の、アーチ型のここの部分のところに、以前はライトを置いていたんですね。ここで光を上を照らすような形で、間接照明みたいな形で、今は、どのタイミングか分からないんですが、その間接照明をやめてしまいました。やめてしまうと、ちょうどくぼみになっていまして、ここにハトが住みついてしまいました。

今回は水平張りで、そこに張ってあるようなネットを全面に張らせていただきました。そうしたら、住みつけなくなり、一部まだ、どうしても帰巢本能がハトは強いみたいで戻ってきてしまうんですが、ほとんどのハトは違うところに行ったというふうに捉えています。

以上でございます。

○田口さとる委員長 野中委員。

○野中一城委員 分かりました。

委員長の許可を得たいんですけれども、すみません、西羽生駅の状況はもっとひどかったんですけれども、大丈夫だった状況を聞いてもよろしいでしょうか。

○田口さとる委員長 はい。

財政課長。

〔「西羽生駅は市の管轄じゃないの」と呼ぶ者あり〕

○佐藤将史財政課長 市の管轄でございます。

西羽生駅の自由通路も市有財産でございます。

西羽生駅は、今、秩父鉄道さんの駅長さんと話をしながら意見交換をしているんですが、実は前、野中委員さんから言われたときよりちょっとはよくなっています。ただ、何でよくなったのかが分かっていないんですが、ただ、今でもハトの被害がございます。

西羽生駅は羽生駅と状況が異なりまして、天井の部分に住みついているのではなく、階段を上るときの屋根の隙間に住みついているような状況になっております。先に羽生駅から効果があるかどうかということを試してから西羽生駅というふうには思っているんですが、この後、またもう一度、西羽生駅の状況を踏まえながら、またハト対策の専門業者さんがいるので、そこと調整しながら、西羽生駅対策のほうも今年度進めていければなというふうに思っております。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時51分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号、契約検査課所管部分について契約検査課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

契約検査課長。

○高附直也契約検査課長 契約検査課長、高附でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

同席する職員を紹介いたします。

契約係の田口です。

○田口幸代契約係長 田口です。よろしくお願ひいたします。

○高附直也契約検査課長 説明につきましては着座にて失礼いたします。

それでは、議案第41号 令和6年度一般会計歳入歳出決算のうち契約検査課所管部分につきましてご説明いたします。

決算書の24、25ページをご覧ください。

初めに、24ページ、備考欄、一番下の二重丸、入札契約管理一般経費が該当し、歳出は392万2,404円でございます。

主なものでございますが、25ページ、第12節委託料73万3,700円につきましては、令和6年度から工事等のほかに物品等についても埼玉県電子入札共同システムに参加しており、電子入札システムが使用できるよう環境を設定したものでございます。

次に、第18節負担金補助及び交付金の負担金308万9,689円につきましては、電子入札共同システムの開発及び運営に係る事業の費用負担と、入札参加資格申請の共同受付に係る経費負担となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願ひます。

島村委員。

○島村 勉委員 その電子入札は使いこなすと随分楽ですか。

○田口さとる委員長 契約検査課長。

○高附直也契約検査課長 電子入札のほうを使いますと会場も要らないですし、入札に参加する方もその場に来る必要もなく、自席でできるので大変効率が良いです。

○島村 勉委員 じゃ、効果が。

○高附直也契約検査課長 あると思います。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時05分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号、企画課所管部分について企画課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

企画課長。

○杉山浩二企画課長 企画課長の杉山でございます。よろしくお願いいたします。

本日同席させていただきます職員を紹介いたします。

企画政策係長の田邊でございます。

○田邊達志企画政策係長 田邊です。よろしくお願いいたします。

○杉山浩二企画課長 どうぞよろしくお願いいたします。

大変恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

それでは、議案第41号 令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち企画課所管部分について説明申し上げます。画面をご覧ください。

歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費の右側、備考欄の一番下にあります二重丸、企画政策一般経費813万6,402円について申し上げます。

第1節報酬のうち、行政改革推進委員報酬3万5,000円は、第6次羽生市総合振興計画後期基本計画及び第6次羽生市行政改革大綱後期行政改革プログラムの進捗状況評価に対する意見をいただくために開催しました、羽生市行政改革推進委員会の委員10名に対する報酬でございます。

ページ移ります。

続きまして、第13節使用料及び賃借料68万6,400円は、時事行政情報iJAMPの使用料でございます。

次に、18節負担金補助及び交付金696万4,000円について主なものを申し上

げます。

秩父鉄道整備促進協議会負担金693万3,000円は、埼玉県及び秩父鉄道沿線8自治体で構成している秩父鉄道整備促進協議会の通常負担金5万円及び秩父鉄道安全対策事業への特別負担金688万3,000円の合計額となっております。

続きまして、二重丸、電算管理事業1億9,296万9,316円について申し上げます。

第11節役務費、電話料1,062万1,613円は、市役所及び出先機関とデータセンター間を結ぶ通信回線等の使用料となります。

次に、第12節委託料6,565万5,128円の主なものを申し上げます。

まず、電算処理委託料779万2,059円は、市の基幹業務や住民情報等の業務システム機器やネットワーク機器等の保守業務に係る委託料でございます。

続きまして、委託料の4点目、電算システム変更委託料4,827万3,500円は、マイナンバー制度による税や社会保障の情報連携に必要なシステム対応業務及び自治体システム標準化等対応業務に係る委託料でございます。

続きまして、4行下、定型業務自動化システム運用支援業務委託料435万6,000円は、定型業務を自動化するデジタル技術であるRPAや、紙媒体を読み込みデータに自動変換するAI-OCRの導入、運用に係る委託料でございます。

次に、第13節使用料及び賃借料1億702万1,283円の主なものを申し上げます。

初めに、使用料のうち、電算処理システム使用料6,487万8,000円は、住民記録、市税、福祉、財務会計など市の基幹系システムの使用料でございます。

続きまして、音声テキスト化システム使用料77万円は、令和6年度に新規導入しました、会議などの音声データをAI技術で文字に自動変換するサービスの使用料でございます。

続きまして、賃借料のうち、電算機器賃借料3,914万7,183円は、職員が使用している業務用パソコンやバックアップサーバー機器等の賃借料でございます。

次に、第17節備品購入費、機械器具費4万9,830円は、音声テキスト化システムの導入に伴う、録音の際に使用するマイクの購入費用でございます。

次に、第18節負担金補助及び交付金878万3,616円の主なものについて申し上げます。

負担金の上から3項目め、社会保障・税番号制度中間サーバー負担金697万7,000円は、マイナンバー制度に基づき、市町村や国で保有する特定個人情報の照会や提供等の情報連携を行う自治体中間サーバーを維持管理するための負担金でございます。

続きまして、少し飛びます。50ページとなります。

50ページ中段、第5項統計調査費、第1目統計調査総務費につきましては、職員人件費1名分並びに統計調査費一般経費として、埼玉県統計協会の負担金でございます。

次に、第2目統計調査費の主なものを申し上げます。

全国家計構造調査事業101万9,950円の主なものを申し上げます。

全国家計構造調査事業は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準等を、全国的及び地域別に明らかにすることを目的とした調査です。

第1節報酬、統計調査員等報酬85万6,558円は、調査員4名、指導員1名に対する報酬でございます。

次に、第7節報償費、報償金14万4,000円は、調査に回答された世帯へ協力謝礼として配付した商工会商品券の費用でございます。

続きまして、51ページに移ります。

備考欄中段の二重丸、農林業センサス事業339万5,034円について申し上げます。

農林業センサスは、農林業の生産構造や就業構造の実態を明らかにすることを目的に実施する調査でございます。

第1節報酬、統計調査員等報酬331万5,160円は、調査員123名、指導員9名に対する報酬です。

なお、国・県の統計調査に係る費用は、原則として全額が県からの委託金により賄われておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

小林委員。

○小林誠弥委員 社会保障・税番号制度の中間サーバー委託金の件なんですけれども、前年から比べると倍ぐらい、倍以上の負担金になっているかなと思うんですけれども、これはどのような理由でこれだけ上がったのか教えていただければと思います。

○田口さとる委員長 企画課長。

○杉山浩二企画課長 社会保障・税番号制度の中間サーバー負担金でございますが、前年度から比べて387万円ほど増額となっております。その主な理由としましては、令和8年度から本格運用することになっている。第3次システムの構築に必要な費用を負担金として求められているものでございまして、それで増額となったものでございます。以上です。

○小林誠弥委員 ありがとうございます。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようなので、暫時休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時17分 開議

○田口さとる委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号、税務課所管部分について税務課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

税務課長。

○本間陽子税務課長 税務課長の本間です。よろしく願いいたします。

同席している職員を紹介いたします。

資産税係長の石川です。

○石川 学資産税係長 石川です。よろしく願いいたします。

○本間陽子税務課長 では、着座にて失礼いたします。

議案第41号 令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算の歳出、第2款総務費、第2項徴税費のうち税務課所管部分について説明させていただきます。

現在、決算事項別明細書の41ページの下のほうをご覧くださいいております。

第2項徴税費は、予算現額8億43万7,238円に対しまして支出額は7億2,580万80円となっております。

第1目税務総務費、こちらのうち税務課所管のものですが、ページが変わりますので42ページになります。

税務一般経費62万468円、こちらは行田間税会等6団体への負担金となります。

続きまして、その下の定額減税及び調整給付金事業4億2,359万3,476円の主なものですが、まず第1節報酬、こちら100万6,200円は定額減税関連事務を行います会計年度任用職員3名分となっております。

続きまして、第3節職員手当等につきまして午前中にご質問がありましたが、時間外勤務手当としまして28万7,361円、こちらは税務課市民税係の職員の143時間分の時間外勤務手当となります。昨年8月、9月に事務が集中したことによる時間外勤務となっております。

続きまして、42ページ、一番下にごございます委託料822万4,260円になります。

ページ次にまいります。43ページになります。

備考欄の一番上にごございます定額減税を実施するためのシステム改修として、定額減税及び調整給付システム改修委託料（定額減税）、こちらは定額減税のシステム改修となりまして、その下の、同じ項目ですが、括弧の中が調整給付となっております、こちら調整給付の給付額を算出するためのシステム改修の委託料となっております。

続きまして、第18節負担金補助及び交付金になります。4億868万円、こちらは定額減税では減税し切れなかった方へ定額減税調整給付金として9,674人の方へ給付したのとなっております。

なお、定額減税につきましては歳入の説明の際にご報告いたしましたが、2万5,630人、2億2,575万9,560円の減税を行っております。

続きまして、第2目賦課徴収費の1億3,586万9,858円の説明欄になります。

備考欄にごございます賦課事務一般経費1億1,496万686円のうち、税務課が所管するものについてご説明いたします。

第1節の報酬及び第8節の旅費につきましては会計年度任用職員に関するもので、その執行に関しては総務課のほうで行っております。

続きまして、第10節需用費574万7,759円のうち主なものですが、納税通知書や封筒、申告の手引書などの印刷に要しました印刷製本費が438万2,924円となっております。

続きまして、第11節役務費22万9,858円のうち通信運搬費は、年末調整や確定申告書用紙の国・県と共同発送するための運搬料と住民税申告の返信用封筒などの郵便料となっております。

続きまして、第12節委託料3,240万2,059円になります。こちらの主なものですが、初めの黒点の計算事務委託料1,283万9,441円ですが、給与支払報告書の入力やシステム改修などの課税計算に関係する委託料となっております。

続きまして、黒点の上から5つ目、一番下になります。地番集成図及び画地条件データ更新業務委託料となっております。次の44ページの一番上になります。977万9,000円ですが、令和6年中の土地異動に基づきまして、地番図データの加除修正等の更新業務となっております。

続きまして、上から4つ目、固定資産税土地評価業務委託料574万2,000円ですが、3年に1度の令和9基準年度の評価替えに向けた業務委託になりまして、令和6年度から令和8年度までの3か年かけて行うものとなっております。令和6年度は用途地区・状況類似地区の更新、標準宅地の選定更新等を行いました。

続きまして、13節使用料及び賃貸料になります。630万4,320円ですが、そのうちの主なものとしましては、使用料の2つ目、地方税電子申告支援サービス使用料373万5,600円で、電子申告のデータを地方税共同機構と市のシステムに自動で連携するものとなっております。

その下にございます賃貸料の機械借上料246万3,120円は固定資産におけます家屋評価計算システムと印刷機の借り上げとなっております。

続きまして、第17節備品購入費になりますが、こちらは37万3,973円は、固定資産管理システムで使用しますパソコンの入替えを行いました。

続きまして、第18節負担金補助及び交付金ですが、360万8,639円のうち地方税共同機構負担金になりますが、こちらはeLTAxなどの地方税の電子申告に関する全国システムの運用を行っております地方税共同機構への負担金となっております。最後です。

第22節償還金利子及び割引料6,280万5,503円のうち税収入払戻金、こち

ら2つございますが、上の税収入払戻金が法人市民税、下の括弧書きがございますのが個人住民税と分けて表記しております。上段の税収入払戻金4,796万6,200円のうちの主なものですが、今年の3月議会で補正をさせていただきました法人市民税の返金となっております。下の段の個人住民税分の税収入払戻金1,132万7,503円は過年度分の申告などによるもので、その下の還付加算金351万1,800円は払戻金に伴うものとなっております。

以上で説明は終わりになります。よろしく申し上げます。

○田口さとる委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 午前中の定額減税についての説明、ありがとうございます。

今、時間外勤務が、143時間が8月、9月に集中していたということだったんですけども、こちらは何人で143時間だったのでしょうか。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 市民税係が、正職員が9名おったのですが、1名が管理職になりますので、8名分の時間外勤務手当になります。

以上です。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○斎藤万紀子委員 今計算したら、2か月でということは、大体1日当たり35時間くらい。1人ではないんですが、8月、9月で40日と考えて、40日では多いですか、少ないですね、45日か。とはいえ結構な時間外勤務だと思うんですけども、このときは、今8名、プラス9名の係とおっしゃっていたんですけども、応援の方とかはいらっしゃっていたのでしょうか。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 ほかの課からの応援は特にありませんで、再任用の者が2名、それと会計年度任用職員が3名の5名が、プラスで職員と一緒にこの業務を行っていました。

以上です。

○田口さとる委員長 斎藤委員。

○齋藤万紀子委員 本当に初めての、初めてというか、結構、国からの非常に大きな業務だったと思いますし、2か月で143時間ということで非常に負担が大きかったと思うんですが、こちらに関しての反省点というか、この人数でも十分だったのかといいますか、職員さん、管理職の方の負担も非常に大きかったとは思いますが、こちらについて何か総括のようなことはしたんでしょうか。

○田口さとる委員長 税務課長。

○本間陽子税務課長 人数に関しましては、8月、9月に集中はしましたが、ずっと足りていたということは聞いております。再雇用の職員は4月からいましたので、市民税系の業務というのが4月、5月、6月が従来の業務が集中するのですが、そのときに再雇用の職員が一緒になって業務を行なったので、その4月、5月、6月の分がスムーズに進んだので、8月、9月だけで時間外勤務は済んだという話は聞いております。

以上でございます。

○齋藤万紀子委員 了解しました。

○田口さとる委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時31分 開議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号、収納課所管部分について収納課長より説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

収納課長。

○五月女和則収納課長 収納課長の五月女です。よろしくお願いいたします。

同席している職員を紹介いたします。

収納係長の小島です。

○小島史愉収納係長 小島です。よろしくお願いいたします。

○五月女和則収納課長 着座にて失礼いたします。

議案第41号 令和6年度羽生市一般会計歳入歳出決算のうち、第2款総務費、第2項徴税費のうち収納対策事業の主なものにつきましてご説明いたします。

歳入歳出決算事項別明細書の44ページ、二重丸、収納対策事業をご覧ください。

第1節報酬は会計年度任用職員の経費となります。

第10節需用費176万7,807円の主なものは、督促状や催告書、封筒などの印刷に要した印刷製本費128万1,359円になります。

第11節役務費119万3,499円の主なものについてご説明いたします。

市税口座振替手数料66万2,887円は、市税の口座振替に関し、金融機関に対して支払う手数料となります。また、滞納処分手数料50万1,962円は、預貯金の調査に伴う手数料になります。

12節委託料707万4,770円の主なものについてご説明をいたします。

消込み事務委託料144万2,330円は、督促状や催告書作成の外部委託に係る経費になります。令和5年度決算と比較し、減少した理由は、令和5年度はシステム改修費が含まれておりましたが、令和6年度はシステム改修がなかったことにより減額となっております。

また、コンビニ収納業務委託料390万5,440円につきましては、令和5年度と比較し増加した理由として、1件当たりの処理費用が55円から80円に引き上げられたことによるものです。

13節使用料及び賃借料441万761円は、地方税共通納税システムの使用料になります。

18節負担金補助及び交付金93万5,888円の主なものは、共同収納手数料負担金89万1,888円になります。令和5年度と比較し負担金が増加した理由は、令和5年度より二次元バーコードを使用した固定資産税、都市計画税、軽自動車税の納付が可能となり、個人や金融機関での活用が行われたことによるものです。

なお、この共同収納手数料負担金は、利用年度の翌年度に請求が行われることとされております。

22節償還金利子及び割引料345万7,450円は、過誤納付が生じたことに対して還付または充当処理を行なったものです。令和5年度と比較し払戻金が増加した理由は、主に未納の税に充てる充当が約140万円増加したこと、また、還付金としてお支

払いした額が約31万円増加したことが挙げられます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○田口さとる委員長 ただいまの説明に対し質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○田口さとる委員長 それでは、質疑もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 2時37分 休 憩

午後 2時39分 開 議

○田口さとる委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

お疲れさまでした。

午後 2時40分 散 会